

市職員の給与状況

市職員の給料や手当などは、給与条例や予算、決算などを議会で審議することで公にしています。現在の状況などについて、市民の皆さんにより一層のご理解をいただくためにお知らせします。

問い合わせ 総務課人事係 (☎028220)

1 人件費 (平成19年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (H20.3.31)	66,723人
歳出額 (A)	229億0390万円
人件費 (B)	49億0110万円
人件費率 (B/A)	21.4%

※人件費には、特別職に支給された給料、報酬、共済費を含む

2 給与費 (平成19年度普通会計決算)

職員数 (A)	529人
給与料	20億8,997万円
職員手当	3億7,368万円
期末・勤勉手当	8億5,654万円
計 (B)	33億2,019万円
1人当たりの給与費 (B/A)	62.7万円

※職員手当は、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当などの諸手当 (退職手当を除く)

3 平均給料月額および平均年齢 (平成20年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	344,700円	43歳9か月
技能労務職	321,700円	50歳1か月

4 初任給 (平成20年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年経過時	
一般行政職	大学卒	178,800円	195,500円
	高校卒	144,500円	154,400円
技能労務職	144,500円	154,400円	

5 経験年数別、学歴別平均給料月額 (平成20年4月1日)

区分		経験年数		
		7年以上~10年未満	10年以上~15年未満	15年以上~20年未満
一般行政職	大学卒	243,100円	277,400円	318,900円
	高校卒	210,300円	239,200円	282,800円
技能労務職	該当なし	該当なし	該当なし	

6 一般行政職の給与水準

ラスパイレズ指数……96.8%

(平成20年4月1日現在。対前年比+0.6)

※ラスパイレズ指数とは、国家公務員の平均給料月額を100として比較した指数です

7 一般行政職の級別職員数 (平成20年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長	課長補佐
職員数	1人	53人	88人	48人	36人
構成比	0.4%	18.6%	30.9%	16.8%	12.6%
区分	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	課長	次長	部長		
職員数	38人	13人	8人	285人	
構成比	13.3%	4.6%	2.8%	100%	

※1. 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名を記載しています

8 職員手当

(1) 期末・勤勉手当 (平成19年度)

区分	6月期	12月期	計	職務加算
期末手当	1.4月	1.6月	3.0月	有
勤勉手当	0.75月	0.75月	1.5月	有

(2) 退職手当

区分	動 続			最高限度額
	20年	25年	35年	
自己都合	24.44月分	34.84月分	49.40月分	59.28月分
勸奨退職	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分
1人当たり平均支給額 (平成19年度)				2,470万円

※1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種にかかる職員に支給された平均額

(3) 特殊勤務手当 (平成19年度)

区分	全 職 種	
職員全体に占める手当支給職員の割合	40.5%	
支給対象職員1人当たり平均支給年額	43,256円	
手当の種類 (手当数)	19	
代表的な手当	支給額の多い手当の名称	夜間特殊勤務手当、救急出場手当、徴収手当
	支給対象職員が多い手当の名称	夜間特殊勤務手当、救急出場手当、出勤手当

(4) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

扶養手当	配偶者、子どもなどの区分により扶養親族1人につき6,500円~13,000円	
住居手当	持ち家、借家などの区分により5,000円~32,000円	
通勤手当	交通機関利用者	運賃を基準として、最高50,000円まで支給
	自動車などの利用者	距離区分により4,800円~22,000円

9 特別職の報酬等 (平成20年度)

区分	給 料 報 酬 月 額	期 末 手 当			加 算
		6月期	12月期	計	
市長	810,000円	2.1月分	2.3月分	4.4月分	有
副市長	670,500円				
議長	500,000円				
副議長	440,000円	1.6月分	1.7月分	3.3月分	有
議員	400,000円				

※市長、副市長の給料月額は、平成20年度まで、それぞれ10%減額中の額

10 部門別職員数の状況および増減状況 (△はマイナス)

区 分	部 門	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成20年		
一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
	総 務	83	79	△4	事務事業の見直し
	税 務	24	24	0	
	民 生	73	69	△4	退職による減
	衛 生	24	22	△2	事務事業の見直し
	農 林	22	22	0	
	商 工	10	10	0	
	小 計	285	274	△11	
特 別 行 政 区 分	教 育	142	136	△6	事務事業の見直し
	消 防	103	106	3	救急体制の充実
	小 計	245	242	△3	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	16	16	0	
	下 水 道	16	16	0	
	其 他	30	32	2	後期高齢者、介護保険制度改正に伴う増
	小 計	62	64	2	
計		592	580	△12	

4月から変わります

固定資産税・都市計画税 全期前納報奨金の廃止

第1期の納期限までに年間の税額を全額納める場合、一定割合の額を年間の税額から差し引いて納める全期前納報奨金制度を、平成21年度の固定資産税・都市計画税から廃止します。

全期前納を指定していた人の口座振替は、自動的に各期別ごとの口座振替になります。

問い合わせ 納税課 (☎028239)

高齢者へのバス・タクシー共通券 日中、独居になる高齢者も対象

4月1日から、年間1人5000円を限度に交付する高齢者へのバス・タクシー共通券の交付対象者に、日中に独居になる高齢者などを追加し、タクシー券を廃止します。

4月1日以降の交付対象者は、市内に1年以上住んでいる人で、次の人です。また、対象者が77歳以上の人のみとなる場合、申請することで、年間1世帯1万円を限度にバス・タクシー共通券が追加交付されます。

- ひとり暮らしで70歳以上の人
 - 70歳以上の人のみの世帯の人
 - 70歳以上で、同居している家族など全員が、次の①から③のいずれかに該当する人。
①身体障害者手帳、療育手帳か精神障害者保健福祉手帳を所持している人、②介護保険の要介護認定において、要支援か要介護認定を受けている人、③18歳未満の人
 - 年間を通じて、1週間のうちおおむね4日以上(1日おおむね6時間以上)、日中に70歳以上の人のひとり暮らしか、70歳以上の人のみの状態になる人
 - 車を所有していない世帯の70歳以上の人
- 申請方法 希望する人は、福祉課か担当の民生委員に相談してください

その他 現在、タクシー券の交付を受けている人には、バス・タクシー共通券を追加交付します。新たに申請の必要はありません

問い合わせ 福祉課長寿・障がい係 (☎028269)



良質な水を安定的に供給するための指針や基本的な施策をまとめた「総社市水道ビジョン」

「総社市水道ビジョン」の案を3月2日(月)から、市のホームページ、水道課窓口で公表します。より良いビジョンにするため、市民の皆さんから、意見・提案を広く募集(パブリックコメント)します。

平成21年度から平成28年度までの8年間を計画期間とする総

社市水道ビジョン。将来にわたって良質な水を安定的に供給するための指針となるものです。水質管理体制の強化をはじめ、老朽施設の更新、水道施設の耐震化、経営の効率化など18の施策について、中・長期的な方向性を示しています。

意見の提出方法 様式は任意から16日(月)まで
で、住所、氏名、意見(対象となる部分)が分かるように、章や節、ページ数も合わせて記入し、連絡先(内容確認のため)を記入し、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出。電話、口頭での意見は受け付けません



水道ビジョンに意見を。3月16日まで

提出先・問い合わせ 水道課業務係 (☎028326、☎028427) suidou@city.soja.okayama.jp (〒719-1192 中央一丁目1番1号)

意見の募集期間 3月2日(月)